

仙台市環境影響評価条例施行規則（平成一一年規則第六号）新旧対照表

現行	改正後
<p>(都市計画に定められる法対象事業)</p> <p>第四十四条 法 第四十条第一項の規定の適用を受ける法対象事業</p> <p>について、条例第四十四条の規定に基づく 条例第三十八条 から第四十三条までの規定の適用についての技術的読替えは、次項に定めるとおりとする。</p> <p>2 条例</p> <p>第三十八条</p> <p>中「法第八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第八条第一項」と、条例第三十九条中「法第十九条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条」と、「第三十八条に規定する法対象事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、条例第四十条中「法第十九条」とある</p>	<p>(都市計画に定められる法対象事業等)</p> <p>第四十四条 法 第三十八条の六第一項又は法 第四十条第一項の規定の適用を受ける法対象事業 及び法第三十八条の六第二項の規定により法第二章第一節の規定による法第三条の二第一項に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う法第二条第三項に規定する第二種事業 について、条例第四十四条の規定に基づく 条例第三十七条の二 から第四十三条までの規定の適用についての技術的読替えは、次項に定めるとおりとする。</p> <p>2 条例 第三十七条の二中「法第三条の七第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の七第一項」と、「法第三条の二の第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「法第三条の十第二項の規定により第一種事業を実施しようとする者とみなされる者」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の十第二項の規定により都市計画決定権者とみなされる者」と、 条例第三十八条中「法第八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第八条第一項」と、条例第三十九条中「法第十九条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条」と、「第三十八条に規定する法対象事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、条例第四十条中「法第十九条」とある</p>

のは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条」と、条例第四十一条中「法対象事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「法第八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第八条第一項」と、「法第十八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十八条第一項」と、条例第四十二条第一項各号列記以外の部分中「法対象事業者」とあるのは「法第二条第五項に規定する事業者（以下「法対象事業者」という。））」と、条例第四十三条第一項中「第三十八条に規定する法対象事業者（この章及び第三十三条において「法対象事業者」という。））」とあるのは「法対象事業者」と、「法第二十一条第二項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項」と、「同条第二項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十五条第二項」と、「法第二十七条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十七条」と読み替える。

のは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条」と、条例第四十一条中「法対象事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「法第八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第八条第一項」と、「法第十八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十八条第一項」と、条例第四十二条第一項各号列記以外の部分中「法対象事業者」とあるのは「法第二条第五項に規定する事業者（以下「法対象事業者」という。））」と、条例第四十三条第一項中「第三十八条に規定する法対象事業者（この章及び第三十三条において「法対象事業者」という。））」とあるのは「法対象事業者」と、「法第二十一条第二項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項」と、「同条第二項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十五条第二項」と、「法第二十七条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十七条」と読み替える。

別表第一（第三条関係）

事業の種類	事業の内容	地域	対象事業の要件
【略】			
六 条例第 二条第三 項第六号 に掲げる 事業の種 類		【新設】	
【略】			

別表第一（第三条関係）

事業の種類	事業の内容	地域	対象事業の要件
【略】			
六 条例第 二条第三 項第六号 に掲げる 事業の種 類	エ 電気事業法（昭和三十 九年法律第七十 号）第三十八条に規定 する事業用電気工作 物であって、風力を原 動力とする発電用の もの（以下「風力発電 所」という。）の設置	全地域	風力発電所の出力が五千 キロワット以上であるも の
		A地域	風力発電所の出力が二千 五百キロワット以上であ るもの
		B地域	風力発電所の出力が千二 百五十キロワット以上で あるもの
	オ 風力発電所の変更	全地域	風力発電所の出力が五千 キロワット以上増加する こととなるもの
		A地域	風力発電所の出力が二千 五百キロワット以上増加 することとなるもの
		B地域	風力発電所の出力が千二 百五十キロワット以上増 加することとなるもの
【略】			

別表第二（第十五条関係）

対象事業の区分	準備書の提出の時期
【略】	
十一 別表第一の六の項のア及びイの内容を有する事業	ア 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日 イ 建築基準法第六条第一項(同法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)の申請の日 ウ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請の日
【略】	

別表第二（第十五条関係）

対象事業の区分	準備書の提出の時期
【略】	
十一 別表第一の六の項のア及びイの内容を有する事業	ア 電気事業法_____第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日 イ 建築基準法第六条第一項(同法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)の申請の日 ウ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請の日
【略】	

【新設】

	<p>十三 別表第一の六の項のエ及びオの内容を有する事業</p> <p>ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日</p> <p>イ 建築基準法第八十八条第一項において準用する同法第六条第一項（同法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日</p> <p>ウ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日</p>
<p>十三 別表第一の七の項のア及びイの内容を有する事業</p> <p>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可の申請又は同法第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届出の日</p> <p>イ 都市計画法第二十九条又は第三十五条の二第一項の規定による許可の申請の日</p> <p>ウ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日</p>	<p>十四 別表第一の七の項のア及びイの内容を有する事業</p> <p>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可の申請又は同法第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届出の日</p> <p>イ 都市計画法第二十九条又は第三十五条の二第一項の規定による許可の申請の日</p> <p>ウ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日</p>
<p>十四 別表第一の八の項のアからエまでの内容</p> <p>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項若しくは第九条第一項の許可の申請又は同法第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届出の日</p> <p>イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又</p>	<p>十五 別表第一の八の項のアからエまでの内容</p> <p>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項若しくは第九条第一項の許可の申請又は同法第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届出の日</p> <p>イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又</p>

を有する事業	は同法第十一条の協議の日	を有する事業	は同法第十一条の協議の日
十五 別表第一の八の項のオ及びカの内容を有する事業	ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の許可の申請の日 イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 ウ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日	十六 別表第一の八の項のオ及びカの内容を有する事業	ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の許可の申請の日 イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 ウ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日
十六 別表第一の九の項のア及びイの内容を有する事業	ア 下水道法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第二十五条の三第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同法第四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第二十五条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出の日 イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日	十七 別表第一の九の項のア及びイの内容を有する事業	ア 下水道法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第二十五条の三第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同法第四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第二十五条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出の日 イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日
十七 別表第一の十の項のアの内容を有する事業	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日 ウ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十四条第六項の意見の聴取の日	十八 別表第一の十の項のアの内容を有する事業	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日 ウ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十四条第六項の意見の聴取の日

	エ 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号） 第二十八条の意見の聴取の日		エ 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号） 第二十八条の意見の聴取の日
十八 別表第一の十の項のイの内容を有する事業	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日	十九 別表第一の十の項のイの内容を有する事業	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日
十九 別表第一の十一の項のアの内容を有する事業	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日 ウ 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第七条第七項の認可の申請の日 エ 日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第七条の認可の申請の日	二十 別表第一の十一の項のアの内容を有する事業	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日 ウ 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第七条第七項の認可の申請の日 エ 日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第七条の認可の申請の日
二十 別表第一の十一の項のイ及びウの内容を有する事業	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日	二十一 別表第一の十一の項のイ及びウの内容を有する事業	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日
二十一 別表第一の十二	ア 学校教育法第四条第一項（同法第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三百三十条第一	二十二 別表第一の十二	ア 学校教育法第四条第一項（同法第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三百三十条第一

の項の内容を有する事業	項の認可の申請又は同法第四条の二の規定による届出の日 イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 ウ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日	の項の内容を有する事業	項の認可の申請又は同法第四条の二の規定による届出の日 イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 ウ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日
二十二 別表第一の十三の項の内容を有する事業	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日 ウ 自然公園法第十六条第二項の規定による協議又は同条第三項の認可の申請の日 エ 県立自然公園条例第七条の二第二項の規定による協議又は同条第三項の認可の申請の日	二十三 別表第一の十三の項の内容を有する事業	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日 ウ 自然公園法第十六条第二項の規定による協議又は同条第三項の認可の申請の日 エ 県立自然公園条例第七条の二第二項の規定による協議又は同条第三項の認可の申請の日
二十三 別表第一の十四の項の内容を有する事業	ア 水道法第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項の認可の申請の日 イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日	二十四 別表第一の十四の項の内容を有する事業	ア 水道法第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項の認可の申請の日 イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日
二十四 別表第一の十五の項の内容を有する事業	河川法第二十七条第一項又は第五十五条第一項の許可の申請の日	二十五 別表第一の十五の項の内容を有する事業	河川法第二十七条第一項又は第五十五条第一項の許可の申請の日

業	
二十五 別表 第一の十六 の項の内容 を有する事 業	ア 墓地、埋葬等に関する法律第十条第一項又は第二項の規定による許可の申請の日 イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 ウ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日
二十六 別表 第一の十七 の項のア及 びイの内容 を有する事 業	ア 建築基準法第六条第一項（同法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請の日 イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請の日 ウ 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第五条第一項又は第七条の規定による届出の日
二十七 別表 第一の十八 の項のア及 びイの内容 を有する事 業	ア 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の認可の申請又は同法第四十二条の二の協議の日 イ 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の認可若しくは同法第二十条第一項の変更の認可の申請又は同法第四十三条の協議の日
二十八 別表 第一の十九	土地区画整理法第四条第一項、第十条第一項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十九条第一項の認可の申請

業	
二十六 別表 第一の十六 の項の内容 を有する事 業	ア 墓地、埋葬等に関する法律第十条第一項又は第二項の規定による許可の申請の日 イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 ウ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日
二十七 別表 第一の十七 の項のア及 びイの内容 を有する事 業	ア 建築基準法第六条第一項（同法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請の日 イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請の日 ウ 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第五条第一項又は第七条の規定による届出の日
二十八 別表 第一の十八 の項のア及 びイの内容 を有する事 業	ア 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の認可の申請又は同法第四十二条の二の協議の日 イ 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の認可若しくは同法第二十条第一項の変更の認可の申請又は同法第四十三条の協議の日
二十九 別表 第一の十九	土地区画整理法第四条第一項、第十条第一項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十九条第一項の認可の申請

の項の内容 を有する事 業	の日
二十九 別表 第一の二十 の項の内容 を有する事 業	公有水面埋立法第二条第一項の免許の出願又は同法第四十二条第一項の承認の申請の日
三十 別表 第一の二十 一の項の アの内容を有 する事業	ア 建築基準法第六条第一項（同法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請、同法第十八条第二項の規定による通知又は同法第五十九条の二第一項の規定による許可の申請の日 イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 ウ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日 エ 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の九第一項の認可の申請の日
三十一 別表 第一の二十 一の項のイ	ア 建築基準法第八十八条第一項又は同条第二項において準用する同法第六条第一項（同法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認

の項の内容 を有する事 業	の日
三十 別表 第一の二十 の項の内容 を有する事 業	公有水面埋立法第二条第一項の免許の出願又は同法第四十二条第一項の承認の申請の日
三十一 別表 第一の二十 一の項の アの内容を有 する事業	ア 建築基準法第六条第一項（同法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請、同法第十八条第二項の規定による通知又は同法第五十九条の二第一項の規定による許可の申請の日 イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 ウ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日 エ 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の九第一項の認可の申請の日
三十二 別表 第一の二十 一の項のイ	ア 建築基準法第八十八条第一項又は同条第二項において準用する同法第六条第一項（同法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認

の内容を有する事業	(同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日 イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 ウ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日	の内容を有する事業	(同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日 イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 ウ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日
三十二 別表第一の二十二の項の内容を有する事業	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日	三十三 別表第一の二十二の項の内容を有する事業	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日
三十三 別表第一の二十三の項の内容を有する事業	十七 の項から 二十二 の項まで及び 三十二 の項の準備書の提出の時期の欄に掲げる時期	三十四 別表第一の二十三の項の内容を有する事業	十八 の項から 二十三 の項まで及び 三十三 の項の準備書の提出の時期の欄に掲げる時期
三十四 別表第一の一の項から二十三の項までの内容を有する事業	ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第七項の許可の申請の日 イ 森林法第十条の二第一項若しくは第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可の申請又は同法第二十七条第一項の規定による解除の申請の日	三十五 別表第一の一の項から二十三の項までの内容を有する事業	ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第七項の許可の申請の日 イ 森林法第十条の二第一項若しくは第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可の申請又は同法第二十七条第一項の規定による解除の申請の日

ウ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請の日

エ 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の許可の申請、同法第三十三条第一項の規定による届出、同法第六十八条第一項（第七十九条第二項においてその規定の例によることとされる場合を含む。）の規定による協議又は同法第六十八条第三項の規定による通知の日

オ 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可の申請の日

カ 都市緑地法第十四条第一項の許可の申請又は同条第八項の規定による協議の日

キ 自然環境保全条例第十八条第一項の許可の申請、同条第四項の規定による協議、同条例第二十一条第一項若しくは第二十六条第一項の規定による届出又は同条例第二十一条第五項若しくは第二十六条第五項の規定による通知の日

ク 県立自然公園条例第十条第三項の許可の申請、同条例第十二条第一項の規定による届出、同条例第十八条の二第一項の規定による協議又は同条第二項の規定による通知の日

ケ 杜の都の環境をつくる条例第十四条第一項の規定による届出又は同条第四項後段の規定による通知の日

ウ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請の日

エ 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の許可の申請、同法第三十三条第一項の規定による届出、同法第六十八条第一項（第七十九条第二項においてその規定の例によることとされる場合を含む。）の規定による協議又は同法第六十八条第三項の規定による通知の日

オ 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可の申請の日

カ 都市緑地法第十四条第一項の許可の申請又は同条第八項の規定による協議の日

キ 自然環境保全条例第十八条第一項の許可の申請、同条第四項の規定による協議、同条例第二十一条第一項若しくは第二十六条第一項の規定による届出又は同条例第二十一条第五項若しくは第二十六条第五項の規定による通知の日

ク 県立自然公園条例第十条第三項の許可の申請、同条例第十二条第一項の規定による届出、同条例第十八条の二第一項の規定による協議又は同条第二項の規定による通知の日

ケ 杜の都の環境をつくる条例第十四条第一項の規定による届出又は同条第四項後段の規定による通知の日

コ	広瀬川の清流を守る条例第九条第一項の許可の申請 又は同条第二項の規定による通知の日
サ	仙台市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成元年仙台市条例第六号）第二条第一項の許可の申請又は同条第二項の規定による協議の日
シ	対象事業に係る工事の着手の日

コ	広瀬川の清流を守る条例第九条第一項の許可の申請 又は同条第二項の規定による通知の日
サ	仙台市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成元年仙台市条例第六号）第二条第一項の許可の申請又は同条第二項の規定による協議の日
シ	対象事業に係る工事の着手の日

別表第三（第三十条関係）

対象事業の区分	手続を経ることを要しない修正の要件
【略】	
【新設】	
十三 別表第一の七の項のア及びイの内容を有する事業	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
十四 別表第一の八の項のア及びイの内容を有する事業	ア 焼却施設にあつては、一日当たりの処理能力が十パーセント以上増加しないこと イ 新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること

別表第三（第三十条関係）

対象事業の区分	手続を経ることを要しない修正の要件
【略】	
十三 別表第一の六の項のエ及びオの内容を有する事業	ア 風力発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと イ 修正前の対象事業が実施されるべき区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと
十四 別表第一の七の項のア及びイの内容を有する事業	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
十五 別表第一の八の項のア及びイの内容を有する事業	ア 焼却施設にあつては、一日当たりの処理能力が十パーセント以上増加しないこと イ 新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること

<p>十五 別表第一の八の項のウ及びエの内容を有する事業</p>	<p>ア 一日当たりの処理能力が十パーセント以上増加しないこと イ 新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること</p>	<p>十六 別表第一の八の項のウ及びエの内容を有する事業</p>	<p>ア 一日当たりの処理能力が十パーセント以上増加しないこと イ 新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること</p>
<p>十六 別表第一の八の項のオ及びカの内容を有する事業</p>	<p>ア 焼却施設にあつては、一日当たりの処理能力が十パーセント以上増加しないこと イ 新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること</p>	<p>十七 別表第一の八の項のオ及びカの内容を有する事業</p>	<p>ア 焼却施設にあつては、一日当たりの処理能力が十パーセント以上増加しないこと イ 新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること</p>
<p>十七 別表第一の九の項のア及びイの内容を有する事業</p>	<p>ア 新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること イ 汚泥焼却施設にあつては、一日当たりの処理能力が十パーセント以上増加しないこと</p>	<p>十八 別表第一の九の項のア及びイの内容を有する事業</p>	<p>ア 新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること イ 汚泥焼却施設にあつては、一日当たりの処理能力が十パーセント以上増加しないこと</p>
<p>十八 別表第一の十の項のアの内容を有する事業</p>	<p>新たに住宅団地となる部分の面積が修正前の当該住宅団地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること</p>	<p>十九 別表第一の十の項のアの内容を有する事業</p>	<p>新たに住宅団地となる部分の面積が修正前の当該住宅団地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること</p>
<p>十九 別表第一の十の項のイの内容を有する事業</p>	<p>新たに別荘団地となる部分の面積が修正前の当該別荘団地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること</p>	<p>二十 別表第一の十の項のイの内容を有する事業</p>	<p>新たに別荘団地となる部分の面積が修正前の当該別荘団地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること</p>
<p>二十 別表第一の十の項のアの内容を有する事業</p>	<p>新たに工業団地となる部分の面積が修正前の当該工業団地の面積の十パーセント未満であり、かつ、</p>	<p>二十一 別表第一の十の項のアの内容を有する事業</p>	<p>新たに工業団地となる部分の面積が修正前の当該工業団地の面積の十パーセント未満であり、かつ、</p>

有する事業	五ヘクタール未満であること	有する事業	五ヘクタール未満であること
二十一 別表第一の十 一の項のイの内容を 有する事業	新たに研究所団地となる部分の面積が修正前の当該研究所団地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること	二十二 別表第一の十 一の項のイの内容を 有する事業	新たに研究所団地となる部分の面積が修正前の当該研究所団地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
二十二 別表第一の十 一の項のウの内容を 有する事業	新たに流通業務団地となる部分の面積が修正前の当該流通業務団地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること	二十三 別表第一の十 一の項のウの内容を 有する事業	新たに流通業務団地となる部分の面積が修正前の当該流通業務団地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
二十三 別表第一の十 二の項の内容を有す る事業	新たに学校用地となる部分の面積が修正前の当該学校用地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること	二十四 別表第一の十 二の項の内容を有す る事業	新たに学校用地となる部分の面積が修正前の当該学校用地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
二十四 別表第一の十 三の項の内容を有す る事業	新たにスポーツ又はレクリエーション施設用地となる部分の面積が修正前の当該スポーツ又はレクリエーション施設用地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること	二十五 別表第一の十 三の項の内容を有す る事業	新たにスポーツ又はレクリエーション施設用地となる部分の面積が修正前の当該スポーツ又はレクリエーション施設用地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
二十五 別表第一の十 四の項の内容を有す る事業	新たに水道施設用地となる部分の面積が修正前の当該水道施設用地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること	二十六 別表第一の十 四の項の内容を有す る事業	新たに水道施設用地となる部分の面積が修正前の当該水道施設用地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
二十六 別表第一の十 五の項の内容を有す る事業	新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること	二十七 別表第一の十 五の項の内容を有す る事業	新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
二十七 別表第一の十 六の項の内容を有す る事業	新たに墓地又は墓園用地となる部分の面積が修正前の当該墓地又は墓園用地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること	二十八 別表第一の十 六の項の内容を有す る事業	新たに墓地又は墓園用地となる部分の面積が修正前の当該墓地又は墓園用地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること

<p>二十八 別表第一の十 七の項のア及びイの 内容を有する事業</p>	<p>新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること</p>	<p>二十九 別表第一の十 七の項のア及びイの 内容を有する事業</p>	<p>新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること</p>
<p>二十九 別表第一の十 八の項のア及びイの 内容を有する事業</p>	<p>新たに土石採取場となる部分の面積が修正前の当該土石採取場の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること</p>	<p>三十 別表第一の十 八の項のア及びイの 内容を有する事業</p>	<p>新たに土石採取場となる部分の面積が修正前の当該土石採取場の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること</p>
<p>三十 別表第一の十 九の項の内容を有する 事業</p>	<p>新たに施行地区となる部分の面積が修正前の施行地区の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること</p>	<p>三十一 別表第一の十 九の項の内容を有する 事業</p>	<p>新たに施行地区となる部分の面積が修正前の施行地区の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること</p>
<p>三十一 別表第一の二 十の項の内容を有する 事業</p>	<p>新たに埋立て又は干拓に係る区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること</p>	<p>三十二 別表第一の二 十の項の内容を有する 事業</p>	<p>新たに埋立て又は干拓に係る区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること</p>
<p>三十二 別表第一の二 十一の項のアの内容を 有する事業</p>	<p>ア 建築物の高さが十パーセント以上増加しないこと イ 建築物の延べ面積が十パーセント以上増加しないこと</p>	<p>三十三 別表第一の二 十一の項のアの内容を 有する事業</p>	<p>ア 建築物の高さが十パーセント以上増加しないこと イ 建築物の延べ面積が十パーセント以上増加しないこと</p>
<p>三十三 別表第一の二 十一の項のイの内容を 有する事業</p>	<p>工作物の高さが十パーセント以上増加しないこと</p>	<p>三十四 別表第一の二 十一の項のイの内容を 有する事業</p>	<p>工作物の高さが十パーセント以上増加しないこと</p>
<p>三十四 別表第一の二 十二の項の内容を有する 事業</p>	<p>新たにその他の造成事業用地となる部分の面積が修正前の当該その他の造成事業用地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること</p>	<p>三十五 別表第一の二 十二の項の内容を有する 事業</p>	<p>新たにその他の造成事業用地となる部分の面積が修正前の当該その他の造成事業用地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること</p>

三十五 別表第一の二 十三の項の内容を有 する事業	新たに複合開発事業用地となる部分の面積が修正 前の当該複合開発事業用地の面積の十パーセント 未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
--	--

別記様式（第37条関係）
（略）

三十六 別表第一の二 十三の項の内容を有 する事業	新たに複合開発事業用地となる部分の面積が修正 前の当該複合開発事業用地の面積の十パーセント 未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
--	--

別記様式（第37条関係）
（略）

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。